(5)	更生欠損金の損金算入 行われる場合の再生等
	田知聿

人及び民事再生等評価換えが 等欠損金の損金算入に関する 明細書

事年 業度 法人名

		更	生	Ξ	欠	損	金	の		損	金		算	入	15	·	関	す	Z	5	明	細		
債	債 務 (か 免	除 を	・受	けた	金額	1					, ,	前身	月年 度 明 以 i 事業	前の	事	業 年	速度で	スは	8				円
務免	私財费	是供を	を受し	けた	金銭	の額	2						欠拍	員金額	頁及 7	び個	別り	大損 st	金額					
除等	私財金銭	 提	供の	を 次。	受じ	ナた	3						当 ((7)	期) と (8		控 うち		除い金	額:額)	9				
によ					生の								欠		損 (25	5の割	金 +)		額	10				
る利	資 産	の言	平 佃	i 損	のも	総額	5						差	 引	h	-	損		炻					
益の中		. (4	価 4) —			額、	6						左	ול	欠 (8)	- (金 	額	11				
内訳			計	-	合は 0 +(6))	7						欠損	(金額だ (マイ	(9)	- (11)		金額	12				
		民	事再	生	等評值	西換	えか	行わ	れ・	る場	i 合 σ) 耳	手生	等欠	損金	: の :	損 金	算 及	、に	関す	ナるり	明細		
債	債 務 🤇	か 免	除 を	・受	けた	金額	13						事業	年度終 年度又 れた欠	は連	結事	業年	度から	繰り	19				円
務免除	私財费	是供を	上受!	けた	金銭	の額	14						所	得 (別	金 表匹	額 1「39	差 の①	引)	計	20				
等に	私財金銭	提 以 外	供 の	を資産	受り	ナ た 価 額	15						当 ((18)	期)、(19)		控 ()) の ?		除 >ないg	額 金額)	21				
よる利					「13」)	総額	16						欠		損 (28	5の 言	金 +)		額	22				
益の内訳	資 産 (しの 第 「24」)	総額	17						差	引	欠 (19)		損 (22)	金	額	23				
	(13) +	(14)	計 + (15		(16) -	- (17)	18						欠損	金額が	(21)	_	(23)	は0)		24				
		控		除		未		済		欠		損		金	1 / /	額	<i>m</i> 口	<u>の</u>	<u>'</u>	調		整		
発	生事業	年度	調整		の控	除未	 済ク	大損 金	至額	当該又に	亥発生 は(24)	事) —	業年 - 当該	いもの 度の(! 死生! のうち	25)と 事業年	((((三度前	12)	差 弓	控		未 25) —		損金	
						25			ш					26			m				27	,		ш
	•								円								円							円
	•																							
	•	· .																						
	•																							
	•																							
	•		_		_	_		_			_			_	_			_	_		_	_		
\vdash	· 計																							